

令和2年4月21日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会長 堰八 義博

令和2年度「活用可能なFIT向け二次交通情報の整理と仕組化事業」委託業務に係る  
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和2年度 活用可能なFIT向け二次交通情報の整理と仕組化事業

2. 事業目的

広大な面積を誇る北海道を周遊観光する場合、二次交通等の移動手段の確保は必須である。そこでこの事業では Web Map にて掲載されるために必要な情報、データ形式の整備、情報更新の仕組化等を行い、プラットフォームや乗換コンテンツプロバイダーを経由し、世界に広く二次交通情報を行き渡らせる土台を用意することで最終的には乗換案内事業者のみならず Web Map 等に採用されることを目指し、FITの周遊意欲を高める。更により多くのプラットフォームや乗換コンテンツプロバイダーに扱ってもらうため、英語版データに加え、北海道へのリピーター率が高い台湾、香港からのFITを意識し、中国語繁体字対応も行う。また、二次交通運行情報は常に更新されなければ情報としての正確性が保持できないため、二次交通データ（主に路線バスなどのバス情報）については運行する事業者自ら更新を行うこととし、更新が容易にできる仕組みや更新の意義、地域観光への貢献度を理解してもらった上で、更新できるスキルを身に付ける機会を提供することで、サステイナブルな情報提供環境を実現させオープンデータベースの強化を図る。

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日予定

4. 委託事業者向け事業説明会

新型コロナウイルス感染症対策として事業説明会は実施しない。質疑についてはメールにて受付け、回答とする。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部  
広域観光部 担当：武内  
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064  
E-Mail：t\_genta@visithkd.or.jp

## 1. 事業目的

広大な面積を誇る北海道を周遊観光する場合、二次交通等の移動手段の確保は必須である。近年の FIT 増加により、旅行者の目的地も多様化していることから、より細かい二次交通情報を発信することは大変重要である。一方、現状では二次交通情報の発信環境が整えられているとは言えず、細かなニーズに対応するには路線バスを含めた正確でタイムリーな二次交通情報を「旅マエ」から検索できる環境を整備することが必要である。機能の充実が著しい Web Map を頼りに日本を旅する FIT も多い中、北海道内では路線バス等の二次交通情報が Google maps などの Web Map 上ですでに表示される路線があるものの、まだまだ広大な北海道の一部に過ぎない。

そこでこの事業では Web Map にて掲載されるために必要な情報、データ形式の整備、情報更新の仕組み等を行い、プラットフォーマーや乗換コンテンツプロバイダーを経由し、世界に広く二次交通情報を行き渡らせる土台を用意することで最終的には乗換案内事業者のみならず Web Map 等に採用されることを目指し、FIT の周遊意欲を高める。更により多くのプラットフォーマーや乗換コンテンツプロバイダーに扱ってもらうため、英語版データに加え、北海道へのリピーター率が高い台湾、香港からの FIT を意識し、中国語繁体字対応も行う。また、二次交通運行情報は常に更新されなければ情報としての正確性が保持できないため、二次交通データ（主に路線バスなどのバス情報）については運行する事業者自ら更新を行うこととし、更新が容易にできる仕組みや更新の意義、地域観光への貢献度を理解してもらった上で、更新できるスキルを身に付ける機会を提供することで、サステイナブルな情報提供環境を実現させオープンデータベースの強化を図る。

対象国・エリア：台湾、香港、シンガポール、欧米（英語圏）

## 2. 事業対象地域

北海道全域

## 3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 次のいずれかに該当する者であること。
    - (ア) 民間企業
    - (イ) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
    - (ウ) その他の法人又は法人以外の団体等
  - ② 暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しない者であること。

- ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
  - ④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素にします。

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

### (1) 委託期間

契約締結日～令和3年(2020年)3月10日（予定）

### (2) 業務スケジュール

令和2年4月21日（火）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
令和2年5月13日（水） 17:00	企画提案参加表明締切
令和2年5月21日（木） 15:00	企画提案書の提出期限
令和2年5月28日（木） 予定	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
令和2年3月10日（水） 予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

※ 新型コロナウイルス感染症対策として事業説明会は実施しない。質疑についてはメールにて受付け、回答とする。

## 7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和2年5月13日（水） 17:00

(2) 表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 広域観光部（担当：武内）

T E L 011-231-2900 Email: [t\\_genta@visithkd.or.jp](mailto:t_genta@visithkd.or.jp)

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

## 8. 委託業務内容

(1) 目的地へ誘う二次交通情報の汎用性を伴った整理と情報発信

- ・本年度に関しては二次交通データの更新性を保つための仕組化と維持、MaaSに関連した他事業でも活用が可能な汎用性の確保にも努める。国土交通省が令和2年3月19日に策定した「MaaS関連データの連携に関するガイドライン Ver.1.0」を参考にするよう努める。
- ・オープンデータ化に未協力の交通事業者等に対して協力を求めるとともに新規参入の事業者データをGTFSに整理する。
- ・渡航者が多い台湾、香港からのFITを意識し、中国語繁体字によるデータの整理を行う。
- ・交通情報のデータ維持については各交通事業者で独自のデータ管理等を既に行っているところがあれば、紙以外のデータの管理経験すらない事業者が混在しており、一元的な手法による北海道のバス路線についての情報データを維持することは困難である。旅行者にとって旅行時の最新路線情報、時

刻情報があることが重要であるため、それぞれの事業者の環境や状況に応じたデータ更新及び維持、管理ができる仕組みを提供する。

- ・具体的にはすでに自社にてデータ管理している交通事業者とはシステムのオープンデータベースとつなぎ（API）、GTFS に関する交通事業者のデータが更新されたらオープンデータベースにも反映する仕組みをつくる。また、データ管理に不慣れ、あるいは経験がない交通事業者には、極めて簡単な操作でデータ更新が可能な ASP（または SaaS）を提供し同様にデータベースと連動する仕組みを用意する。
- ・更新するデータは自社 HP 等にも活用できる等の仕様とすることで、更新する明快な意義付けを行い、サステナブルな情報更新の仕組みとする。
- ・また、専門家による説明会や交通事業者の会社内等での講習会を行い、事業者内で更新ができる人材の育成も行う。継続的に情報が更新される仕組みがあり、それらが Google Maps 等の世界的なプラットフォームが利用できる汎用性のあるデータ（データ形式=GTFS）とすることで、FIT 等のインバウンド旅行者が「旅マエ」から目的地への行き方、観光地から観光地への移動手段の参考とできるようにする。

## (2) 決済の実証実験

- ・空港から先の二次交通利用に関して、キャッシュレス利用について検証を行う。既存の地域内周遊きっぷなどを活用し、地域の実情に則したスタイルでのキャッシュレス周遊を実施し、有効性及び改善点を整理し、自走化と他エリアへの波及につなげる。現在、日本各地にて、MaaS による類似の実証実験が行われているが、この事業ではこれら他地域での実証実験結果を踏まえた上で、インバウンド利用者の特性をあぶりだし地域内で自走可能な FIT 向けのシームレスな周遊の仕組みにつなげる実験とする。

## (3) 目標と成果指標

### ① 二次交通情報更新の自走化

アウトプット：道内 14 か所以上でのセミナー開催、10 社・団体以上への個別指導

アウトカム：新たに自社にて情報更新に取り組むバス等事業者数 10 社（令和 3 年 3 月時点）

### ② 中国語繁体字版データベースの活用

アウトプット：中国語繁体字化するバス停数 50,000 か所以上

アウトカム：データベースを活用する Web Map プラットフォーマー社数 1 社以上

（令和 3 年 3 月時点）

### ③ 事前決済による実証実験

アウトプット：事前決済を含む乗換情報を活用したインバウンド向け実証実験地域 1 エリア

アウトプット：サービスの利用者数 100 件（令和 3 年 3 月時点）

アウトカム：事前決済の利用に関する外国人利用者からの提言 20 件（令和 3 年 3 月時点）

アウトカム：外国人実利用者のサービスに対する web 環境による簡易的評価数 80 件

（令和 3 年 3 月時点）

## (4) 事業実施報告書の提出

事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出すること。

## (5) 民間とのタイアップ

民間企業との協力・支援内容について提案すること。

## 9. 予算上限額

34,620 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

### (1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

### (2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

### (3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

### (4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

## 11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。

(2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。

(3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。

(4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

(8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

## 12. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 広域観光部（担当：武内）

TEL 011-231-2900 Email: t\_genta@visithkd.or.jp

(3) 提出期限 令和2年5月21日（木） 15:00

(4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール、またはROM等により納品すること。なお電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

### 13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

※なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、プレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

### 14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性  
提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

### 15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が令和2年に実施する「令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上